

確性試験料金規則（抜粋）

平成20年4月1日制定 規基規則第2号

平成27年3月30日改正

（目的）

第1条 この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会（以下「協会」という。）が依頼を受け行う確性試験に関する料金について定めることを目的とする。

（確性試験に関する料金）

第2条 確性試験に関する料金（以下「料金」という。）は、当該確性試験依頼者と協議のうえ決定した内容に応じて、実費を勘案してあらかじめ算定した額とし、依頼者へ請求する。

2 協会は、原則として銀行振込みにより料金を確性試験依頼書受理の際に収納するものとする。

3 協会は、確性試験終了後、第11条により精算する。